

近江大橋の維持管理のあり方について
提 言（案）

近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会

平成 24 年 11 月 14 日

近江大橋有料道路の将来の維持管理のあり方を検討するため、将来の維持管理の財源確保に関することと、無料化による経済波及効果や周辺道路への影響の把握に関することを議論するため、「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会（以下、検討会という。）」が設置された。

検討会は有識者2名、公募委員2名と行政委員2名の6名で構成し、平成24年3月から11月にかけて計4回の会議を開催し、検討を重ねてきた。

ここに4回にわたる検討会での議論を重ねた結果をまとめ、今後の維持管理の方針策定につながるよう、以下のとおり提言する。

（１）近江大橋の将来の維持管理の財源確保に関すること

近江大橋の将来の維持管理について、想定される維持管理費が県の財政事情にとって厳しいこと、有料であることで交通の流れに一定の抑制がかかっている可能性があること、また、東西の周辺道路の状況を考慮して議論し、維持管理費用を確保する手法としては『道路無料公開の原則』の特例とされる道路整備特別措置法に謳われている法第10条の「建設のための有料」、法第11条の「他の有料道路とのプール制」の導入および法第15条の「維持管理にかかる特例」の導入が考えられるが、維持管理にかかる特例の導入が有効であると考える。

しかしながら、県において許可権者である国とこの特例の適用について協議がなされ、その適用要件に該当しない旨の協議結果の報告がなされた。

このことから、維持管理にかかる特例の導入は断念し、無料開放を前提に検討することとなった。

このような検討経過を踏まえつつ、近江大橋が持つ滋賀県南部を東西に結ぶ非常に重要な役割を考えると、将来にわたって安定的な管理ができるよう努力すべきであると考え、以下のとおり提言する。

近江大橋の将来の維持管理については、県内の他の橋梁と同じようアセットマネジメントに基づき長く安定的に管理されることが大切であり、そのためには必要な財源を確保されるよう努められたい。

検討会としては、将来の地方における道路管理について、現行法の枠にとどまらず、以下の内容を追加提言する。

道路にかかる特定財源制度の廃止、ガソリン車以外の車の増加および燃費向上による燃料税の減少など、道路の維持管理に充当できる財源が乏しくなっていくことを思慮すると、今後は、道路を継続的に機能させながら維持し、費用負担をある程度分散していくような仕組みが必要と考える。

さらに、世界的な動きとして道路に課金することで交通量を調整して、道路の定時制を確保したりするロードプライシングの議論も行われるようになっている。

これまでであれば建設や料金徴収期間内の維持にかかる費用を賄うためのものであった特例の適用範囲を、交通流動を管理する手段の一つと捉えたり、償還後の維持管理にかかる費用および施設の更新費用を地域の実情もふまえて道路利用者から負担を求める新たな仕組みに変えてくることが必要と考える。このような新たな仕組み作りについて国に働きかけられたい。

(2) 無料化による経済波及効果や周辺道路への影響に関すること

無料化による社会実験の意義は、実験により交通流の変化を実際に体験してもらうことで、無料開放か維持管理のために有料を続けるかを選択してもらう判断材料として検討してきた。しかしながら、無料開放されることを前提にした場合では無料化社会実験をする意義を改めて考える必要がある。

無料化社会実験は、交通量シミュレーションでは把握できないような影響が出てくることも考えられることから、実施する意味はあると考える。

しかし、無料化社会実験にかかる調査費用の他に実験期間中の減収補填金を同時に見込む必要があり、その費用を実験主体である県の財政から補填することを考えないといけない。

つまり、無料化社会実験を実施する効果はその費用に見合うかを考えるべきであり、今回においては、実験で得られる効果が、必ずしも費用に見合うものであると考えられない。

このことから、例えば無料開放後、交通量が増えることによる影響などは事前のシミュレーションの予測により把握しておく必要があると考え、以下のとおり提言する。

近江大橋は、その立地条件から考えると、社会実験により経済波及効果や交通流の変化を把握するためには、長期間にわたる実験が必要であり、多額の費用を要することから効果的でないと考ええる。

ただし、無料化による周辺道路への影響については、事前の予測により把握するとともに、無料化後の状況もみて、関係機関と調整の上、必要な対策をとられるよう努められたい。

本提言は、滋賀県から委嘱を受けた「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」が、琵琶湖にかかる重要な橋梁である近江大橋が料金徴収期限後に滋賀県に引継ぎされた後も良好に管理される方策について意見するものであるが、その機能を健全に保ちながら、将来にわたって地域住民に利用されるよう、切に希望するものである。

近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会 委員名簿

		氏 名	所 属	役 職
1	座 長	塚口 博司	立命館大学理工学部	教授
2	委 員	浅見 善廣	草津市	都市建設部長
3	委 員	田中 郁雄	大津市	建設部長
		井上 善治		
4	委 員	入江 賢治	(公募委員)	
5	委 員	鉤 真幸	(公募委員)	
6	委 員	文 世一	京都大学大学院 経済学研究科	教授

(敬称略、座長以外五十音順)

大津市委員については人事異動に伴い変更。(上段)～H24.3、(下段)H24.4～。

近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会設置要綱

(目的)

第1条 近江大橋有料道路における将来の維持管理の財源について検討するため、「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近江大橋の将来の維持管理の財源確保に関すること。
- (2) 無料化による経済波及効果や周辺道路への影響の把握に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 座長
 - (2) 委員
- 2 座長は、委員の互選により定める。
 - 3 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
 - 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。
 - 5 委員は、別表に掲げる者とする。

(検討会)

第4条 検討会は、原則として年5回開催する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、滋賀県土木交通部道路課および滋賀県道路公社に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

付則 この要綱は、平成24年 3月 7日から施行する。

近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会 審議経過

- 平成 2 4 年 3 月 2 3 日 第 1 回検討会（於：滋賀県大津合同庁舎）
- 1．検討会の設置経過について
 - 2．滋賀県道路公社の概要および経営状況について
 - 3．近江大橋の維持管理の状況について
- 平成 2 4 年 5 月 2 3 日 第 2 回検討会（於：コラボしが 2 1）
- 1．今後の維持管理費について
 - 2．維持管理の財源について
 - 3．社会実験について
- 平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日 第 3 回検討会（於：滋賀県庁）
- 1．財源について
 - 2．社会実験について
 - 3．その他
- 平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日 第 4 回検討会（於：滋賀県庁）
- 1．第 3 回検討会の主な意見の確認について
 - 2．提言内容の検討
「近江大橋の将来の維持管理の財源確保について」
 - 3．提言内容の検討
「無料化による経済波及効果や周辺道路への影響の把握について」

